

## 大歳自治振興会規約

### (目的)

第1条 この会は、「協働によるまちづくり」の精神に沿い、地域住民の交流と地域の安心・安全、健康、福祉、環境、文化・スポーツ、産業活動等、地域の活性化を促進するとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを実践しながら、大歳地区住民が生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的に設置する。

### (会の名称と構成)

第2条 この会は、大歳自治振興会（以下「振興会」という。）と称し、大歳地区内に居住する住民等（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 この会の会員は、事業に要する経費に充てるため、毎年度一世帯あたり200円の会費を負担する。

3 会を円滑に運営するため、役員及び運営委員を置くとともに、自治会活動及び地域づくり活動等を円滑に推進するため、大歳自治会長会、地域づくり活動部会及び交流列車おとし運営委員会並びに必要に応じて各種検討委員会を置く。

### (事務所)

第3条 振興会は、事務所を大歳地域交流センター（以下「センター」という。）内に置く。

2 振興会の事務局に、事務局長及び書記、会計を置く。

3 書記は、会議の内容を記録するとともに、事務局長の補佐役として依頼された事務を処理する。

4 会計は、振興会の運営及び活動に伴う経理事務を行うとともに、事務局長の補佐役として依頼された事務を処理する。

5 会員に向けた広報活動のため、附属組織として事務局に広報委員会を置く。

6 広報委員会の委員は会員により構成し、委員の互選により広報委員長を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役割及び活動)

第4条 振興会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 活動の積極的な推進と、自治会相互の連携に関すること
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること
- (3) 地域の活性化に関すること
- (4) 生活環境の保全と改善に関すること

- (5) 地域住民の健康・福祉に関すること
- (6) 防災、防火、防犯、交通安全に関すること
- (7) 子どもの健全育成、生涯学習に関すること
- (8) 地区内の産業経済の振興に関すること
- (9) 行政庁に対する陳情、請願に関すること
- (10) 市政協力に関すること
- (11) 各種団体との連携並びに相互援助に関すること
- (12) その他振興会の目的達成のため必要な事業

(役員)

第5条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名

2 前項の役員は、次により選任する。

- (1) 会長は、会員の中から運営委員が推薦し、総会において選出する。
- (2) 副会長は、1名は大歳地区社会福祉協議会の会長をもって充て、1名は自治会長の  
中から互選で選出し、1名は会員の中から運営委員が推薦し、総会で選出する。
- (3) 事務局長は、会員の中から会長が任命する。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 副会長のうち2名は、地域づくり活動全般を掌理し、1名は自治会活動全般を掌理  
する。また、副会長が振興会を代表して出席する他団体の主な行事及び会議等の担当  
については別に定める。
- (4) 事務局長は、この会の事務全般を掌理する。

(監事)

第6条 振興会の会計を監査するため、監事を置く。

2 監事は2名とし、総会において会員の中から選出する。

(役員及び監事の任期)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された場合の  
任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の仕事は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期  
は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第8条 運営委員は自治会長及び次の関係団体の代表者をもって充てる。

- ・ 地区社会福祉協議会 ・ 民生児童委員協議会 ・ 特別林野委員会 ・ 市消防団鴻南方面隊大歳分団
- ・ 地域交流センター運営協議会 ・ 地域交流センター後援会 ・ 消防後援会 ・ 老人クラブ連合会 ・ 青少年健全育成協議会
- ・ 小学校PTA ・ 子ども会育成連絡協議会 ・ 交通安全対策協議会 ・ 商工業振興会 ・ 福祉員協議会 ・ 体育振興会
- ・ 大歳なすの会 ・ 食生活改善推進協議会 ・ 母子保健推進協議会 ・ 大歳まつり実行委員会 ・ おおとし夏まつり実行委員会
- ・ 人権学習推進協議会

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第10条 総会は、役員及び運営委員、第14条に規定する地域づくり活動部会の部会長、第15条で規定する交流列車おおとし運営委員長で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、運営委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 総会の議決は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数となった時は、議長の決するところによる。
- 4 総会の会議の議長は、その会議に出席した運営委員の中から選任する。
- 5 総会は振興会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合、または運営委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催するものとする。
- 6 総会は、次の事項を協議決定する。
  - (1) 地域づくり計画に関すること
  - (2) 事業計画及び予算、事業報告並びに決算に関すること
  - (3) 役員選出に関すること
  - (4) 規約の改正に関すること
  - (5) その他、振興会の運営に関する重要事項に関すること

(三役会議)

第11条 振興会に第5条に規定する役員で構成する三役会議を置く。

- 2 三役会議は会長が招集する。
- 3 三役会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 三役会議は、振興会の円滑な運営のため、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 地域づくり計画及び事業計画の進捗状況に関する事
  - (2) 活動予算の執行に関する事
  - (3) その他、地域づくり計画以外の振興会の運営に関する事
- 5 三役会議は、毎月1回開催するものとする。  
(代表者会議)

第12条 振興会に次の者で構成する代表者会議を置く。

- (1) 役員
  - (2) 第14条に規定する地域づくり活動部会の各部会長
  - (3) 第15条に規定する交流列車おとし運営委員長
  - (4) 第3条に規定する広報委員長
- 2 代表者会議は、次に掲げる事項を協議する。
    - (1) 総会に付議すべき事項に関する事
    - (2) 地域づくり計画の推進に関する事
    - (3) 事業計画の推進に関する事
    - (4) 地域づくり活動部会間の調整に関する事
  - 3 代表者会議は、年4回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合には、臨時の会議を開催するものとする。
  - 4 代表者会議は会長が招集する。
  - 5 代表者会議に運営委員、次条に規定する大歳自治会長会の副会長、第14条に規定する地域づくり活動部会の副部会長及び第15条に規定する交流列車おとし運営委員会の副委員長を出席させることができる。
  - 6 代表者会議にセンター所長、センター地域担当を出席させることができる。

(大歳自治会長会)

第13条 振興会に、運営委員である自治会長によって構成する大歳自治会長会を置く。

- 2 大歳自治会長会は、自治会相互の親睦及び連絡調整を図り、住民生活の向上に努めるとともに、振興会の中核組織として、あらゆる地域づくり活動の推進に寄与するものとする。
- 3 大歳自治会長会に、次に掲げる役員を自治会長の中から互選により選出する。
  - (1) 大歳自治会長会会長 (1名)
  - (2) 大歳自治会長会副会長 (1名)
  - (3) 大歳自治会長会理事 (若干名)
- 4 大歳自治会長会会長、副会長及び理事の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、

補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 大歳自治会長会の会長は、大歳地区の代表として、山口市自治会連合会の会議等に出席するものとする。
- 6 大歳自治会長会は、年3回程度開催する。ただし、大歳自治会長会の会長が必要と認めた場合には、その都度臨時の会議を開催するものとする。
- 7 大歳自治会長会は、大歳自治会長会の会長が招集する。
- 8 大歳自治会長会にセンター所長、センター地域担当を出席させることができる。
- 9 自治会活動の活性化に向けた検討と事業実施のため、大歳自治会長会に附属組織を置くことができる。

(地域づくり活動部会)

第14条 地域づくり活動について具体的に検討・実施するため、地域づくり活動部会を置く。

2 地域づくり活動部会は、活動分野ごとに設置し、活動分野に関連、または関心がある運営委員及び会員で構成する。

3 各々の地域づくり活動部会に、部会の構成員の互選により、部会長及び副部会長を置く。

4 地域づくり活動部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、円滑な部会運営を行うため、随時部会を開催し、事業計画の推進及び実施事業の進捗状況の把握等を行うとともに、他部会や事務局等との連絡調整を行うものとする。また、副部会長は部会長を補佐し、部会運営等を補助するものとする。

6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(交流列車おとし運営委員会)

第15条 山口市大歳地域交流ステーションの管理運営を行うために、交流列車おとし運営委員会を置く。

2 交流列車おとし運営委員会の委員は会員により構成し、委員の互選により、運営委員長1名、副委員長1名を置く。

3 交流列車おとし運営委員会は、運営委員長が招集する。

4 運営委員長は、円滑な委員会運営を行うため、事業計画の推進及び実施事業の進捗状況の把握等を行うとともに、他部会や事務局等との連絡調整を行うものとする。また、副委員長は運営委員長を補佐し、委員会運営等を補助するものとする。

5 運営委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

第16条 具体的な地域課題の解決のため、課題に応じた検討委員会を置くことができる。

(会計)

第17条 振興会の経費は、会費及び市からの交付金・助成金とその他の収入をもってこれに充てる。

2 振興会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この規約は、平成22年4月18日から施行する。

付 則

1 この規約は、平成23年4月18日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月18日から施行する。

(役員等の任期の特例)

2 この規約施行後最初に選任される次に掲げる役員等の任期は、各条項の規定にかかわらず、平成25年度の定期総会が開催される日までとする。

(1) 第3条第6項に規定する広報委員長

(2) 第5条第1項に規定する会長、副会長及び事務局長

(3) 第12条第3項に規定する部会長及び副部会長

(4) 第13条第2項に規定する交流列車おとし運営委員長及び副委員長

付 則

1 この規約は、平成25年4月18日から施行する。

付 則

1 この規約は、平成26年4月18日から施行する。